

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の子
育て部分休暇に関する規程

(令和6年3月26日)
(訓令 第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成23年条例第6号）第21条の3に規定する子育て部分休暇の承認等について定めるものとする。

(子育て部分休暇の承認等)

第2条 職員は、子育て部分休暇を受けようとするときには子育て部分休暇簿（第1号様式）によりあらかじめ事務局長に願い出て、その承認を受けなければならない。

2 事務局長は、公務の運営に支障がある日又は時間を除き、前項の規定による願い出に係る承認を行うものとする。

3 子育て部分休暇の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を事務局長に届け出なければならない。

- (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (2) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合
- (4) その他管理者が定める場合

4 前項の規定による届出は、養育状況変更届（第2号様式）により行わなければならない。

5 事務局長は、第1項の規定による子育て部分休暇の承認の願い出又は第3項の規定による届出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出又は届出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。